

いちご一会とちぎ国体足利市売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、第 77 回国民体育大会足利市観光・接待基本計画に基づき、足利市で開催される第 77 回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」（以下「国体」という。）に、全国から訪れる選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。

3 設置期間及び開設時間

(1) 売店の設置期間は、各競技の開催期間とする。なお、設置期間中の途中開設・閉設は認めない。ただし、競技会中止の場合は、この限りではない。

(2) 売店の開設時間は、開始式または競技開始 1 時間前から競技終了後 30 分までとする。ただし、いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会足利市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて変更することができる。

4 出店数、位置及び規模

売店の出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、売店の規模は、1 出店者につき 1 ブースを割り当てるものとし、1 ブースの面積は約 20 m²（2 間×3 間テント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

(1) テント 1 張（2 間×3 間）

(2) 長机 6 台以内

(3) パイプ椅子 4 脚以内

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）及び誓約書兼承諾書（様式第4号）に必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会マスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人 日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(2) 郷土物産品

ア 足利市または栃木県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

イ アルコール飲料は、土産品として取り扱っている商品のみ販売可とする。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

(1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

ア 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

イ 第72回国民体育大会以降の国民体育大会又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

ウ その他実行委員会が認めた者

(2) 本要項で定める設置期間及び開設時間を遵守し、継続して出店すること。

- (3) 法令等により許可又は登録又は届出を必要とする営業については、当該許可又は保健所に登録又は届出を提出していること。
- (4) 法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年以内に行政処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間、食中毒等による行政処分等を受けていないこと。
- (6) 調理従事者については、出店前1月以内に検便を実施できること。検査の対象とする病原菌は、赤痢菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌 O157 については必須とし、必要に応じてノロウィルスの検便検査を行うこととする。なお、検便にかかる費用は、出店者の負担とする。
- (7) 出店申請書の提出時点で、市税等並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 足利市暴力団排除条例第2条第2項及び同条第3項に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。また、販売員として暴力団員及び暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店料（売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、出店者が負担する。

10 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第6項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選考することができる。これによりがたいときは、抽選により選定する。

ア 販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

イ 障害者就労施設等

ウ 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの

- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行するものとする。

11 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に振り込まなければならない。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。

- (2) 既納の出店料は、返還しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を返還することができる。
- (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第 6 号）を交付するものとする。

12 出店料の免除

- (1) 実行委員会は、特別の事情があると認めたときは、出店料を免除することができる。
- (2) 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第 7 号）を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第 8 号）を発行するものとする。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共目的をもって出店する国又は地方公共団体
 - ウ 実行委員会において特に必要と認めたもの

13 売店運営

出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 食品を取扱う売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じること。
 - ウ 保管及び陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
 - エ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。
 - オ 食品の持ち帰りをしないよう促すこと。
 - カ 容器包装済食品を販売する場合は、法に定める表示基準を満たしたものであること。
 - キ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
 - ク 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。
- (2) その他の売店
 - 取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

14 保健所への手続き

食品営業許可申請書又は食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに当該申請書又は当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、実施本部の係員から選任するものとする。
- (3) 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置及び運営に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理及び運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をすること。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供をすること。
- (7) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) その他、国体運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。

- (4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出及び処理し、持ち帰り、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出をする車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。なお、原則として使用車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国体運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあつては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が国体前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、速やかに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。
- (15) 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）への対策については、県及び市町村が別に定める行動計画及びマニュアル等によること。

19 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実

行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、実行委員会が売店の運営又は管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復をし、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 準用

競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性必要に応じてこの要項を準用する。

26 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年6月1日から施行する。